

## 智慧財産案件審理細則（知的財産案件審理細則）

公布日：2008年4月24日

- 第1条 本審理細則は智慧財産案件審理法（知的財産案件審理法、以下「本法」という。）第38条の規定により定める。
- 第2条 知的財産民事訴訟事件の範囲は、智慧財産法院組織法（智慧財産法院組織法）第3条第1号、第4号及び本法第7条の規定により、次のとおりとする。
1. 知的財産権の権利帰属又はその出願権の帰属、及びその報酬に関する紛争事件。
  2. 契約紛争事件
    - (1) 知的財産権許諾契約事件
    - (2) 知的財産権の譲渡、質権設定、信託、登録同意、出願権の譲渡、及びその他 の契約に関する紛争事件
  3. 権利侵害紛争事件
    - (1) 知的財産権侵害に関する財産権紛争事件
    - (2) 知的財産権侵害に関する人格権紛争事件
  4. 知的財産権の使用により発生した補償金、ロイヤリティに関する紛争事件
  5. 公平交易法の知的財産の権益保護に関する事件
  6. 知的財産権の証拠保全及び保全手続事件
  7. その他法律の規定又は司法院の指定により智慧財産法院が管轄する事件及びその附帯民事訴訟事件
- 第3条 知的財産刑事訴訟事件の範囲は、智慧財産法院組織法第3条第2号、第4号、本法第23条、第25条第2項の規定により、次のとおりとする。
1. 刑法第253条から第255条まで、第317条、第318条の罪、又は商標法に関する案件、著作権法に関する案件、公平交易法第35条第1項にいう同法第20条第1項に関する案件及び同法第36条にいう同法第19条第5号に関する案件、並びにその附帯民事訴訟案件
  2. その他法律の規定又は司法院の指定により智慧財産法院が管轄する事件及びその附帯民事訴訟事件
- 第4条 知的財産行政訴訟事件は、智慧財産法院組織法第3条第3号、第4号及び本法第31条第1項第1号の規定により、その訴訟対象が専利法（※「専利」は日本の特許、実用新案、意匠に相当）、商標法、著作権法、

光ディスク管理条例、集積回路回路配置保護法、植物品種及び種苗法、又は公平交易法の知的財産権に関する規定を内容とするものとし、その範囲は次のとおりとする。

1. 専利、商標、集積回路回路配置、品種及び製版の出願に関する主務官庁の却下の行政処分に対して提起した行政訴訟事件
2. 専利権、商標権、集積回路回路配置権及び品種権に関する主務官庁の取消又は廃止の行政処分に対して提起した行政訴訟事件
3. 知的財産出願権に関する主務官庁の行政処分、又はその他の知的財産権利登録出願に関する行政処分に対して提起した行政訴訟事件
4. 知的財産権の利用の強制許可に関する主務官庁の行政処分に対して提起した行政訴訟事件
5. 税関が知的財産法令に基づき、直接に知的財産権侵害対象物を差押えた行政処分に対して提起した行政訴訟事件
6. 主務官庁が知的財産法令に基づき為した奨励、規制に関する行政処分に対して提起した行政訴訟事件
7. 第1号から第6号の行政処分を代替して定めた行政契約
8. 本法に定めるその他公法上の法律関係により生じる取消訴訟、給付訴訟又は確認訴訟事件
9. 知的財産権の模倣が不公正競争であるとして公平交易法違反に該当する場合に生じうる公法上の紛争事件
10. 上記第1号から第9号の公法上の紛争の執行停止申立事件、証拠保全及び保全手続事件
11. その他法律の規定又は司法院の指定により智慧財産法院が管轄を有すると定められた事件

ある行為が知的財産法及びその他行政法上の義務規定に違反し過料の処罰を受けた場合であって、知的財産法において定められた過料額が比較的高額であるときは、知的財産行政訴訟事件とする。その他に没収又はその他の行政罰の処罰を受けたものは、その処罰の種類が同一で、より重い知的財産法以外の法令が罰則によって処罰された場合を除き、知的財産行政訴訟事件とする。

#### 第5条

本法第31条第1項第1号にいう強制執行事件とは、前条の知的財産行政訴訟事件により債務者に一定の給付を命じる裁判が確定した後、債務者が支払をせず、債権者がこれを債務名義として強制執行を申立てる事件をいう。

#### 第6条

以下の事件は知的財産行政訴訟事件ではないものとする。

1. 知的財産行政訴訟事件の当事者が知的財産権の専門主務官庁であるが、当該行政事件が知的財産法以外の法律を請求の基礎として

いるとき。

2. 行政行為が知的財産権と関係を有するが、知的財産法又はその授權する法規命令を直接の根拠としない場合に、その処分に不服があり提起する訴訟。

第7条 智慧財産法院の管轄に属しない民事、行政訴訟事件について、当事者が誤って智慧財産法院に訴えを提起したときは、智慧財産法院は民事訴訟法第28条第1項、行政訴訟法第18条の規定に従い、管轄法院への移送を裁定する。

第8条 第一審の法院が検察官起訴にかかる犯罪事実について適用法条を変更し、智慧財産法院組織法第3条第2号の刑事事件の規定を適用して裁判した場合であつて、当事者が当該裁判を不服として上訴又は抗告するときは、第一審法院は上訴又は抗告にかかる刑事事件を智慧財産法院に送付しなければならない。

第9条 知的財産民事、行政訴訟事件が智慧財産法院の専属管轄でなく、その他の民事、行政法院が実質的に知的財産民事、行政事件に属すべき事件について実体裁判をしたときは、上訴法院は管轄の誤りを原因として原裁判を破棄してはならない。

第10条 その他の法院が知的財産以外の事件を裁判する場合において、知的財産訴訟の特別規定を誤って適用したときは、上訴裁判はこれを法令違反として原裁判を破棄し、又は取消することができる。

第11条 智慧財産法院が知的財産案件の審理に際に必要と認めるときは、裁定により技術審査官を指定し、本法第4条の職務を執行することができる。合議事件の場合は、合議体の裁定によるものとする。

前項の指定を経て期日において職務を執行する技術審査官は、その氏名を法官、書記官の氏名と共に開廷表に記載しなければならない。

第12条 智慧財産法院以外の法院が知的財産案件を処理する場合において、技術審査官を指定して協力を得ることが必要なときは、智慧財産法院と協議の上、智慧財産法院から技術審査官の派遣を受けた後、裁定によりこれを指定する。

第13条 技術審査官は、訴訟への審理協力の指定を受けた後、直ちに訴訟資料を閲覧し、以下の方法により職務を執行するものとする。

1. 訴訟書類及び資料について、専門知識に基づき、論点を分析整理し、争点を明確化し、その専門領域の説明のため参考資料を提供すること。
2. 争点及び証拠を整理し、証拠調べの範囲、順序及び方法について、法官に参考意見を陳述すること。
3. 期日に出廷し、裁判長又は証拠調べの権限を有する受命法官の許可を受けた後、当事者本人、訴訟代理人、証人又は鑑定人に必要

な質問を行い、当事者本人、訴訟代理人、証人及び鑑定人等の供述における理解が困難な専門用語について説明すること。

4. 検証前又は検証時において法院に対し注意すべき事項を陳述し、当事者の検証目的に関する説明、目的物の処理及び操作について法官の理解を助けること。
5. 裁判書の附表及び図面を作成すること。
6. 裁判長の許可を得て裁判の評議に出席し、事件に関する技術上の事件を陳述すること。裁判長は技術審査官に対し、その意見陳述に際し事前の書面提出を命じることができる。

第 14 条 技術審査官が期日において審理に参加するときは、調書にその氏名を記載しなければならない。

技術審査官が期日において裁判長又は受命法官の許可を得て当事者、証人又は鑑定人に説明のため又は直接質問したときは、その事実を調書に記載しなければならない。

第 15 条 当事者は、期日において技術調査官に対して行う説明について、法院に意見を陳述することができる。

第 16 条 裁判長又は受命法官は技術調査官に対してその職務執行の成果について報告書の作成を命じることができる。事件の性質が複雑であり、必要があるときは、中間報告書と最終報告書に分けて作成することができる。

技術審査官の作成する報告書は、公開しない。

第 17 条 法院は、必要があるときは技術審査官の指定を取消す裁定をし、又はその他技術審査官の執行職務を変更することができる。

第 18 条 技術審査官の陳述は、証明を要する事実の証拠として直接採用してはならず、当事者は、証明を要する事実について各訴訟法の定める証拠調べ手続にしたがって証拠を提出し、その立証責任を尽くさなければならない。技術審査官の陳述を引用して立証することはできない。

第 19 条 法院は、証拠提出命令の申立に対して文書又は検証物の所持人に対して意見陳述を命じることができ、所持人が営業秘密をもって抗弁する場合、法院はその所持人に秘密の種類、性質及び範囲、開示によって被る不利益の具体的内容について釈明を求め、その意見陳述の後に採否を決する。

法院が必要と認めるときは、非公開の方法により所持人に証拠を提出させ、法院がこれを斟酌する。

法院が訴訟関係者の意見を聴取する必要があると認めるときは、本人に開示しなければその目的を達成することが困難な場合を除き、訴訟代理人への開示を原則とし、併せて所持人による相手方に対する秘密保持命令の申立について告知することができる。

証拠の所持人による証拠提出の拒否について、正当な理由の有無を法院が判断するときは、営業秘密事項と挙証事実との関連性、代替的な証明方法又は事実推定規定の有無、秘密保持命令申立の可能性等の状況を斟酌して認定する。

第 20 条 当事者又は第三者が本法第 12 条の規定に従い、申立書を提出し、秘密保持命令を申立てるときは、次の事項に注意しなければならない。

1. 申立書の記載における秘密保持命令の相手方は自然人とし、その個人の住所又は居所を記載するものとする。
2. 申立書に保持命令を受ける営業秘密を記載するときは、間接的な引用の方法でこれを明示することができ、法院が営業秘密の要件に該当するかを判断できる限り、営業秘密の内容を明示する必要はない。

前項の申立書には、以下の要件事実を明記するものとする。

1. 文書の記載又は証拠の内容が、当事者又は第三者の営業秘密に属すること。
2. 営業秘密が開示され、又は当該訴訟の進行以外の目的に使用された場合、当事者又は第三者の当該営業秘密に基づく事業活動を妨害するおそれがあり、開示又は使用を制限する必要があること。
3. 秘密保持命令の申立時に至るまで、秘密保持命令の相手方が書状の閲覧又は証拠調べ以外の方法によって、当該営業秘密を取得していないこと。

公訴追行を行う検察官及び訴訟に関与する公務員が、公務上の秘密保持義務を負うときは、秘密保持命令の相手方とはならないものとする。

第 21 条 秘密保持命令の相手方は、本案で当該営業秘密に接触する者に限られるものとする。その者が訴訟代理人に委託したときは、当該代理人も秘密保持命令の相手方とすることができる。

法院は、前項の裁定の前に、当事者双方に通知の上、協議を行うことができる。

第 22 条 営業秘密の記載された文書又は物品で、申立書に添付することが適切でないものは、当事者がこれを別途法院に提出し、審理の終結又は留置の必要がなくなったときに返還するものとし、これを記録に加えてはならない。

第 23 条 法院は、秘密保持命令の申立について、裁定の前に当事者を審問し、秘密保持命令の相手方、関係者又はその他必要な証拠の調査をすることができる。

第 24 条 秘密保持命令の申立については、法院は裁定が確定するまで、本案訴訟の営業秘密に関する部分の審理を一旦停止することができる。

第 25 条 法院が秘密保持命令の申立に理由があると認めるときは、これを認容

する裁定をするものとする。理由がないと認めるときは、これを棄却する裁定をするものとする。

前項の裁定においては、当該営業秘密について開示してはならない。裁定の主文及び理由は間接的な引用方法を用いて、保護を受ける営業秘密を特定する。

第 26 条 法院は、秘密保持命令申立の裁定書原本を、営業秘密の記載された文書と合わせて保存するものとする。

法院は、秘密保持命令申立の裁定書正本について、営業秘密を記載した文書をその添付書類としてはならない。

第 27 条 秘密保持命令は、相手方に送達された時点で効力を生じるものとし、法院は秘密保持命令を公示送達してはならない。

法院は、第 21 条第 2 項に基づき通知、協議をするときは、協議により命令の相手方に対し、法院に出向いて秘密保持命令を受領させる旨を告知することができる。

秘密保持命令の相手方は、その住所又は居所の変更について、法院に通知しなければならない。

第 28 条 知的財産民事、刑事訴訟において、知的財産権に取消、廃止の原因があることを当事者が主張又は抗弁し、これが民事、刑事裁判の結果に影響するとき、法院は判決理由中においてその主張又は抗弁について判断しなければならない。知的財産権が未だ取消され、又は廃止されていないことを、主張又は抗弁を排斥する理由としてはならない。また、当該争点について行政争訟手続が提起され、これが終結していないことを理由として、訴訟手続停止の裁定をしてはならない。

知的財産権の取消、廃止原因の有無に関し、同一の事実又は証拠について既に行政争訟手続における無効認定又は不成立の評定が確定し、評定申立の期限を徒過し、又はその他法令の規定により行政訴訟手続中において主張できなくなったときは、知的財産民事訴訟手続中において、再度これを主張することができない。

第 29 条 知的財産民事訴訟の当事者が、知的財産権の効力又は取消、廃止事由の有無の争点について、独立して訴訟を提起し、民事訴訟中において当該法律関係の確認判決を併せて求め、又は反訴を提起する場合であって、本法第 16 条の趣旨に沿わないときは、法院はこれを棄却する。

第 30 条 知的財産民事訴訟の係属中、当事者又は第三者が同一の知的財産権の取消、廃止に関して、既に行政争訟手続を提起しているときは、法院は、当該知的財産権に取消、廃止の原因があるかを判断するため、行政争訟の程度を斟酌し、当事者双方に意見を聞くことができ、そのための訴訟期日を指定することができる。

前項の民事訴訟について、既に本法第 17 条第 1 項の規定により知的財

産主務官庁に訴訟参加を命じているときは、その期日の指定について、当該機関の意見を参酌し、必要があるときは、当事者双方、参加人の意見を聴取した上、審理計画を定める。

第 31 条

第 1 項の民事訴訟について、法院は、当事者の提出する証拠に基づいて当該知的財産権に取消又は廃止の原因の有無を判断することはできず、必要があるときは、職権により知的財産主務官庁及びその上級官庁から証拠資料を取り寄せることができる。

知的財産民事訴訟において、当事者が知的財産権の取消又は廃止を主張し、これが裁判の結果に影響するときは、法院は、当事者の立証及び職権調査により得られた資料によってこれを判断するものとする。但し、当該争点が専門知識又は法律原則に及び、知的財産主務官庁に意見表明させる必要があるときは、本法第 17 条第 1 項の規定に従い、知的財産主務官庁に訴訟参加を命じる。

知的財産主務官庁が前項の規定により訴訟に参加するときは、知的財産権の取消、廃止原因の有無に限り、独立して攻撃防御方法を提出することができる。

第 32 条

専利権侵害に関する民事訴訟に関し、当事者が専利権に取消原因があることを主張又は抗弁し、専利権者が既に知的財産主務官庁に対し専利範囲の更正を申立てているときは、その更正申立が明らかに認められないか、更正が認められた後の請求範囲によれば権利侵害を構成しないため、直ちに本案審理の裁判をなしうる場合を除き、更正手続の進行の程度を斟酌し、当事者双方の意見を聴取した後、適切な期日を指定するものとする。

第 33 条

知的財産民事訴訟において、知的財産権の取消、廃止原因に関し、当事者が訴訟遅延を意図し、又は重大な過失により時機に遅れて攻撃防御方法を提出する場合であって、訴訟の終結が妨げられるときは、法院は、民事訴訟法第 196 条第 2 項の規定に従い、これを却下することができる。

知的財産権の取消又は廃止に関する攻撃防御方法について、第一審で主張又は抗弁せず、又は準備手続を行った事件で準備手続において主張又は抗弁していないときは、法律に特別な規定がある場合を除き、上訴審又は準備手続後の口頭弁論において、主張又は抗弁することができない。

第 34 条

知的財産民事訴訟の確定判決において、知的財産権の取消、廃止原因の有無について実質的判断がなされた場合であって、同一の知的財産権の取消、廃止について、他の訴訟事件で、同一の当事者が同一の事実を基礎として、確定判決の判断の趣旨に反する主張又は抗弁をするときは、法院は、確定判決における明らかな法令違反の有無、判断結

果に影響を与える新たな訴訟資料の有無、及び誠実信用の原則等の事由に基づきこれを判断する。

第 35 条 知的財産権侵害民事訴訟において、その損害額の審理は、侵害の成否の弁論の後に行うものとする。但し、法院が、損害の内容について、先行して又は同時に弁論する必要があると認めるときは、この限りでない。

第 36 条 本法第 22 条第 1 項に基づく申立は、訴え提起前は、係属すべき法院に対して行い、訴え提起後は、既に係属している法院に対して行う。但し、本案訴訟が最高法院に係属しているときは、第一審係属法院に対してこれを行う。

前項の申立が刑事事件に付帯する民事訴訟事件であるときは、当該刑事付帯民事訴訟事件の受審法院に対してこれを行う。

第 37 条 申立人が、争いのある知的財産の法律関係について暫定状態を定める処分の申立をするときは、その法律関係の存在及び暫定状態の必要性を釈明しなければならない。釈明が不足するときは、その申立を棄却しなければならない。担保提供をこれに代え、又は担保によって釈明の不足を補充してはならない。

申立人が前項の釈明を行ったと場合であっても、法院は暫定状態の処分の裁定を行う際に、申立人に相当の担保の提供を命じることができる。

法院が、暫定状態の処分の申立を審理するときは、保全の必要性について、申立人の将来における勝訴可能性、申立の採否が申立人及び相手方に回復できない損害を与えるか否かを斟酌し、双方の損害の程度、公衆の利益に与える影響を考慮しなければならない。

前項の将来における勝訴可能性は、当事者が知的財産権の取消又は廃止原因を主張又は抗弁し、相当の立証を行い、法院が取消又は廃止の高度の可能性があると認めたときに、知的財産権の権利者に不利な裁定をするものとする。

第 38 条 法院は、暫定状態の処分をする前に、申立人が処分前に相手方に通知し陳述させることができない旨を主張し、確実な証拠を提出し、法院がこれを適切と認める場合を除き、相手方に意見陳述の機会がある旨を通知する。

暫定状態の処分の方法の決定は、法院が状況を酌量してこれを行い、申立人の申立には拘束されない。但し、その方法は執行可能なものに限られ、処分の目的と乖離し、又はその必要な程度を越えてはならない。

第 39 条 本法第 22 条第 5 項の申請に基づき、申立又は職権により暫定状態の処分を取消すときは、法院は、申立人及びその他の法院に対して、訴訟



提起の有無を照会するものとする。

第 40 条 商標登録の廃止又は専利権取消の行政訴訟において、当事者が口頭弁論終結前に同一の取消又は廃止理由の範囲内で新たに提出する証拠については、法院はこれを斟酌しなければならない。但し、当事者が訴訟の遅延を意図し、又は重大な過失により訴訟の進行程度に応じ口頭弁論終結前の適当な時期に新たな証拠を提出せず、訴訟終結が妨げられるときは、法院は、行政訴訟法第 132 条の準用する民事訴訟法第 196 条第 2 項の規定に従い、これを却下することができる。

知的財産主務官庁が前項の新証拠について本法第 33 条第 2 項の規定に基づき答弁書を提出すべきときは、法院に対して相当の準備期間を定めることができる。

第 41 条 同一の基礎事実に関する知的財産権民事、刑事訴訟の上訴、抗告事件、及び行政訴訟事件が、同時に又は前後して知的財産法院に係属したときは、同一の独任又は受命法官によって審理させることができる。前案が終結しているときも、同様とする。

第 42 条 本審理細則は、本法の施行日から施行する。